# 第3回文化芸術に関する意見交換会 次 第

令和2年1月15日(水) 14時00分~ さいたま市消防庁舎3階 関係課会議室

- 1 開 会
- 2 議 題
  - (1) アンケート調査結果の報告

【資料1】

(2) 次期さいたま市文化芸術都市創造計画

中間まとめ(案)の方向性について

①計画の将来像について

【資料 2-1、p.1】

②計画の施策体系等について

【資料 2-1、p. 1~2】

③重点プロジェクトについて

【資料 2-1、p. 3】

④計画の成果指標について

【資料 2-1、p.6】

⑤その他の課題について

【資料 2-2、p.1~】

- 3 その他
- 4 閉 会

#### 【配布資料】

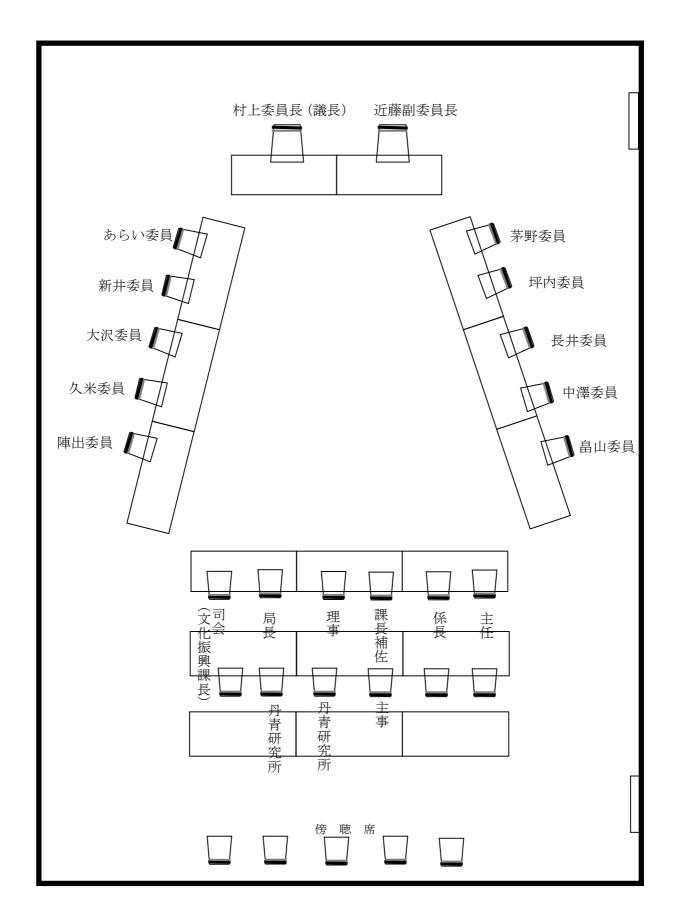
- 次第
- •委員名簿
- 席次
- 議題概要
- ・本日の議題に対するご意見記入用紙
- ・さいたま市文化芸術都市創造計画 概要版
- ・資料1 アンケート調査結果
- ・資料2-1 次期計画の施策展開(案)及び成果指標(案)
- ・資料2-2 本市を取り巻く文化芸術の現況を踏まえた課題への対応

## 文化芸術に関する意見交換会委員名簿

(敬称略)

		(敬称略)		
	氏 名 むらかみ かずお	所属団体等	備考	
委員長	村上和夫	立教大学名誉教授		
副委員長	こんどう かずゆき 近藤 一幸	公益財団法人 埼玉県芸術文化振興財団 業務執行理事兼総務部長		
委員	あらい 太朗	北沢楽天顕彰会 理事		
委員	新井 久夫	岩槻人形協同組合 理事長		
委員	おおさわ えいこ   大沢 英子	公募委員		
委員	へめ なおこ <b>久米 尚子</b>	さいたま市美術家協会 評議員		
委員	じんで はやと <b>陣出 勇人</b>	公募委員		
委員	たけやま ひろし <b>竹山 浩</b>	大宮盆栽協同組合 理事	欠席	
委員	ちの けんいち 孝野 憲一	公募委員		
委員	つぼうち あいだ <b>坪内 間</b>	鉄道博物館 学芸部課長		
委員	ながい たけゆき	公募委員		
委員	なかざわ まさと	株式会社JTB 埼玉支店 埼玉県エリア地域交流事業統括 観光開発 プロデューサー兼マネージャー		
委員	はたけやま めぐみ 畠山 <b>メグミ</b>	公募委員		
委員	もりぐち たつじ 森 <b>口 達治</b>	株式会社 FM NACK5 営業本部業務部長兼事業部長	欠席	

## 第3回文化芸術に関する意見交換会 席次



## 第3回文化芸術に関する意見交換会 議題概要

## <前回意見交換会(8/26)以降の経過>

9月 各種アンケート等の調査を実施(【資料1】参照)

・10月 集計・分析

・ 11 月下旬 審議会委員への意見聴取 第1回

12月下旬 審議会委員への意見聴取 第2回



「次期計画中間まとめ(案)の方向性」に関する事務局案の作成

## <御意見を伺いたい事項>

◎次期計画の施策展開(案)及び成果指標(案)・・・【資料2-1】

## ①計画の将来像について

〇「将来像」の修正案【p.1】に対する御意見

【修正前】将来像④文化芸術の創造性によって活力にあふれるまち

【事務局案】将来像④文化芸術のもつ創造力により活力にあふれるまち

#### ②計画の施策体系等について

- 〇「施策展開の考え方」修正案【p.1~2】に対する御意見
- ⇒「基本施策」に施策8「文化芸術と多様な分野との有機的な連携」を追加

#### ③重点プロジェクトについて

- ○「重点プロジェクト」修正案【p.3】に対する御意見
- ⇒各重点プロジェクトにつき説明文や「主な取組」の項目、具体例を一部修正

#### ④計画の成果指標について

- 〇「次期計画の成果指標(案)」に対する御意見【p.6】
  - ・現行計画の成果指標「さいたま市を『文化的なまち・芸術のまち』とイメージする市民の割合」平成 25 年度(計画策定時) 15.0%→令和 2 年度 25.0%



## 次期計画の成果指標(案)

- <計画全体の総合指標>
  - ・文化芸術に親しめるまちであると感じる市民の割合
  - ・文化芸術活動(鑑賞を含む)を行う市民の割合
  - ・歴史文化資源に愛着を感じ大切に思う市民の割合
- ※このほか、計画事業ごとに定量的な成果指標を設定することを検討 【定量的な成果指標(例)】 イベント:来場者数、施設:利用率

#### ◎本市を取り巻く文化芸術の現況を踏まえた課題への対応・・・【資料2-2】

## 5その他の課題について

○下記の課題への対応策に対する御意見【p.1~】

課題1 文化芸術都市としての都市イメージの構築【p.2】

⇒対応策: i. 成果指標の見直し

ii. 計画における取組の見直し、拡充

課題2 文化芸術の力を活かした都市づくり【p.2】

⇒対応策: 文化芸術基本法の改正趣旨を踏まえ、多様な分野との連携を強化する

ため、基本施策に「施策8」を追加

課題3 東京2020大会までに構築されたレガシーの活用【p.3】

⇒対応策: 本市におけるレガシー活用方針(案)を次期計画に追記

課題4 文化芸術の創造拠点となる施設の拡充【p.4】

⇒対応策: i. 市民会館うらわ等の新施設整備に伴い、文化施設の拠点機能を

再分類

ii. 不足機能については、新施設整備の必要性を研究・検討

課題 5 文化芸術都市の創造に向けた推進体制の構築【p.5】

⇒対応策: i. 市と(公財)さいたま市文化振興事業団との連携強化

ii. 事業団の機能強化

iii. 文化芸術に関する専門組織「アーツカウンシル」導入を目指す

令和2年1月15日 文化芸術に関する意見交換会 意見書

## さいたま市文化振興課 宛

〒330-9588 埼玉県さいたま市浦和区常盤 6-4-4 ファックス 048-829-1996 メール bunka-shinko@city.saitama.lg.jp \*1月22日 (水) までに御提出ください。

- ・本日の議題に対する御意見があれば自由に記入してください。
- ・意見書は、郵送、ファックス、メールいずれかの方法により御提出ください。

<記入例>	
【資料名及びページ】資料2-1、2ページ	
【該当箇所】「2.基本施策の体系」施策1の「具体的な取組」	
【意見】「文化芸術サポーターの活性化」とあるが、サポーターとは具体的にどのような	:人々を
指すのかわかりにくい。ボランティアとどう違うのか等、「サポーター」の定義	記ついて、
計画のどこかに書きこんだ方が、市民にとってはわかりやすいのではないか。	

名前			
<i>/</i> 9. <del>       </del>			
<b>∕⊓</b> HII			



基本施策	施策展開	具体的な取組		
施策 1 文化芸術都市の 創造のために必要な	1-1. 文化芸術活動に関わる人材の育成・支援	<ul><li>○芸術家の活動機会の充実</li><li>○文化芸術事業の企画・運営に関わる人材の育成</li><li>○文化芸術団体の交流の促進</li></ul>	<ul><li>○文化ボランティアの活性化</li><li>○文化芸術団体の活動支援</li><li>○文化芸術活動に対する顕彰</li></ul>	
文化芸術活動の促進	1−2. 情報基盤の充実	○文化芸術に関わる人材・団体情報の収集・提供	○文化芸術団体の情報発信に対する支援	
施策 2 文化芸術に対する 子どもの感性の向上	2-1. 子どもの文化芸術教育の推進	○未就学児に対する鑑賞・体験機会の充実	○学校等との連携を通じた文化芸術教育の推進	
	2-2.子どもの鑑賞・発表・体験機会の充実	○子どもを対象にした鑑賞・体験機会の充実	○子どもを対象にした発表機会の充実	
施策 3	3-1. 伝統的・民俗的な文化芸術の継承	○後継者育成に対する支援	○人材等の情報収集・提供	
伝統的・民俗的な文化芸術の継承と発展	3-2. 伝統的・民俗的な文化芸術に触れる機会の充実	○伝統的・民俗的な文化芸術の鑑賞・参加機会の充実		
施策 4 文化芸術に対する 理解及び関心の促進	4-1. 鑑賞機会の充実	○身近な鑑賞機会の創出	○魅力ある文化芸術の鑑賞機会の提供	
	4-2. 活動への参加機会の充実	○発表機会の充実	○体験機会の充実	
	4-3. 鑑賞・参加機会に関する情報収集・提供	○文化芸術事業に関する情報収集・提供		
Г	5-1. 盆栽文化の振興	□ ○大宮盆栽美術館を拠点とした盆栽文化の振興 ○「大宮盆栽」のブランド化と盆栽に関わる産業の振	<ul><li>○盆栽文化と触れ合える機会の拡充</li></ul>	
施策 5	5-2. 漫画文化の振興	○漫画会館等を活用した漫画文化の振興	○漫画文化に関わる人材の育成	
地域に根ざした文化 芸術に関する資源の	5-3. 人形文化の振興	○ (仮称) 岩槻人形会館の整備	○人形に関わる産業の振興	
発掘·保護·活用	5-4. 鉄道文化の振興	○鉄道博物館等との連携強化	○鉄道文化に関する情報発信の強化	
	5-5. 多彩な文化芸術資源の発掘・保護・活用	○文化芸術資源を活かした事業の推進	○文化財等の保存・継承	
施策 6 多様な文化芸術に 触れる機会の提供	6-1. 文化芸術を通じた交流の推進	<ul><li>○国際的な文化芸術イベントを通じた交流</li><li>○本市とゆかりのある都市との交流</li></ul>	○多様な芸術家と地域の交流	
	6-2.文化芸術によるまちづくり	○文化芸術資源を活かしたまちづくり	○文化芸術を活かしたまちづくり事業への支援	
施策 7 文化芸術活動の場と なる施設の充実	7-1. 文化芸術の活動の場となる施設の機能向上・充実	○利用者や時代のニーズに合わせた施設機能の向上 ○利用者の利便性向上	○利用者に優しい施設の創出	
	7-2. 文化芸術都市創造に向けた拠点機能の構築と施設連携	<ul><li>○拠点機能の構築</li><li>○埼玉県や民間の文化関連施設との連携</li></ul>	○拠点施設を中心とする文化施設間の連携	

新たな視点

地域経済の活性化と産業の関係団体等との連携(教育、二幅広い分野との連携(教育、二

化と産業の振興への配慮連携 (教育、観光、健康福祉、都市計画など)

## 計画の策定に当たって

この計画は、「さいたま市文化芸術都市創造条例」(施行:平成24年4月1日)に基づき、文化芸 術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画として策定するものです。

### さいたま市文化芸術都市 創造条例

文化芸術都市の創造に関し、基本理 念を定め、市の責務を明らかにすると ともに、市民等の理解と協力を得なが ら、文化芸術都市の創造のための施策 の基本となる事項を定めることによ り、総合的かつ持続的な文化芸術の振 興を図り、もって市民等が生き生きと 心豊かに暮らせる文化芸術都市を創 造するために制定しました。

の具条 計現例 祝化するための理念を

さいたま市文化芸術都市創造計画 [計画期間:平成26年度~平成32年度]

## 文化芸術の創造性を 活かしたまちづくり

教育、観光、健康福祉、都市計画など の幅広い分野や関係団体等との連携、 地域経済の活性化・産業の振興への 配慮といった新たな視点に 立って施策展開を図ります。

## 将来像

さいたま市文化芸術都市創造条例では、さいたま市が目指す将来像を、「生き生きと心豊かに暮ら せる文化芸術都市」と定めています。これを、より分かりやすく、4 つのまちの姿に整理しました。

## 市民等が主体的に 文化芸術活動に参画するまち

文化芸術を自ら創造する、あるいは文化 芸術活動に関わるイベントを開催する、 文化芸術を支えるボランティアと して活動するなど、市民等の主 将来像 体的な文化芸術活動が活発な まちです。

心豊かに暮らせる 文化芸術都市

生き生きと

世界共通語である 「BONSAI(盆栽)」をはじ めとする多彩な地域資源を活用 するとともに、新たな取組や情報 発信を行い、「文化芸術のまち」とし

文化芸術を 世界へ発信するまち

て国内外に広く知られるまちです。

## 幅広い文化芸術と 気軽に触れ合えるまち

文化芸術が市民の生活や地域に溶け 込み、だれもが気軽に多様な文化芸術 に触れ合う機会があり、一人ひと りが興味のある文化芸術を自分 に合った方法で楽しめるまち

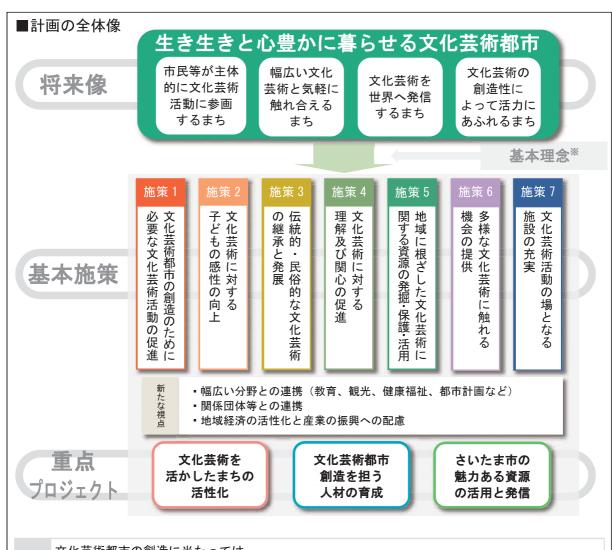
文化芸術の創造性を活かし たイベントの開催や文化芸術 を通じた交流が活発に行われ、 そこに暮らす人々や地域経済など、 地域全体が活力にあふれているまち です。

> 文化芸術の創造性によって 活力にあふれるまち

## 施策展開の考え方

この計画では、将来像である「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」の創造に向けて、さいたま市文化芸術都市創造条例第7条に基づく7つの施策を**「基本施策」**とし、教育、観光、健康福祉、都市計画など幅広い分野との連携や関係団体等との連携、地域経済の活性化や産業の振興への配慮といった新たな視点に立って、各施策の具体的な取組を示します。

また、今後7年間の計画期間の中で重点的に取り組むべき事項を定めた3つの**「重点プロジェクト」**を設定します。この重点プロジェクトは、基本施策の横断的・総合的な取組であり、一体的に取り組むことで施策の効果的な推進を図ります。



文化芸術都市の創造に当たっては、

- ①市民等が愛着と誇りを持つことができる活力のある都市の形成の推進が図られるものとする。
- ②市民等の自主性が尊重されるとともに、市民等の文化芸術に対する理解及び関心が深められる ことにより、市民等の生活の充実が図られるものとする。
- ③市及び市民等が相互に連携し、及び協力することにより、文化芸術の振興が効果的に図られるものとする。
- ④地域で育まれてきた文化芸術の保存及び活用並びに新たな文化芸術に配慮された環境の整備が 図られるものとする。
- ⑤子どもから高齢者まで広く、文化芸術に親しむこと又は文化芸術活動を行うことができるため の適切な支援が図られるものとする。

※基本理念



## 文化芸術を活かしたまちの活性化

文化芸術の持つ創造性を活かし、国際 的な芸術祭、芸術家の新たな創造環境の 創出、文化芸術を活用した産業の振興な どを通じて、多様な交流を生み出し、都 市の創造性を高め、まちの活性化を図り ます。

#### 主な取組

#### ○国際的な芸術祭の開催

(仮称) さいたまトリエンナーレ<sup>※1</sup>の開催

#### ○芸術家と地域の交流の促進

アーティスト・イン・レジデンス※2の実施

#### ○文化芸術と産業の連携強化

(仮称) さいたまトリエンナーレへの市内企業の参加 (参加アーティストと企業の交流促進)

重点 ` プロジェクト **ク** 

## 文化芸術都市創造を担う人材の育成

若手をはじめとする芸術家の支援を 通じて創造活動を行う人材を増やすと ともに、創造活動を支えるボランティア の育成や文化芸術イベントを企画・運営 できる人材を育成することによって、本 市の文化芸術都市創造の中核となる人 材を育成します。

#### 主な取組

#### 〇芸術家に対する総合的な支援

人材情報バンク事業の拡充

#### 〇文化芸術活動を支える人材の育成

(仮称) さいたまトリエンナーレにPR・運営ボランティアを 導入

#### 〇文化芸術活動をコーディネートできる人材の育成

(仮称) さいたまトリエンナーレ市民プロジェクトの支援

重点 プロジェクト **3** 

## さいたま市の魅力ある資源の活用と発信

盆栽、漫画、人形、鉄道を本市の魅力 ある資源として位置付け、積極的に活 用・発信することで、さいたま市らしさ を活かした「文化芸術都市さいたま」と しての魅力向上を図ります。

#### 主な取組

#### ○魅力ある資源を活用した事業の推進

(仮称) さいたまトリエンナーレ連携事業の実施

#### ○魅力ある資源の連携

他分野とのコラボレーション事業の実施

#### ○魅力ある資源の発信

世界盆栽大会の開催支援

※1:イタリア語で「3年に一度」の意で、3年ごとに開催される芸術祭のこと。

※2:国内外からアーティストを一定期間招聘して、滞在中の活動を支援する事業のこと。

※3:文化芸術活動を教育、経済など他の領域とつなげることや、文化芸術団体・芸術家などの創造活動や自立を支援すること。

※4:芸術文化に対する助成を基軸に、政府や自治体から一定の距離を保ちながら、文化政策の執行を担う専門機関。

## 計画の推進に当たって

### 1 施策を実施する上での考え方

- (1) 庁内における推進体制
  - ○政策形成及び事業の推進に当たっては、庁内横断的な連携を図ります。
- (2) 市民・関係団体等との連携の強化
  - ○市民、文化芸術団体、芸術家等と連携・協働を図ります。
  - ○埼玉県、周辺自治体、市内外の大学など、様々な団体等と連携を図ります。
- (3) 公益財団法人さいたま市文化振興事業団の役割と連携の強化
  - ○(公財)さいたま市文化振興事業団を計画の主要な推進主体として位置付け、連携を強化します。

#### (4)推進体制の強化

○文化芸術活動に関する中間支援機能<sup>※3</sup> や文化芸術施策に関する調査研究機能の充実を図るため、(公財)さいたま市文化振興事業団の機能強化やアーツカウンシル<sup>※4</sup>のような専門組織の導入などを含む幅広い視点での検討を開始します。

#### 2 新たな基金の設置

市民等と行政が一体となって文化芸術都市の創造に向けた取組を安定的かつ継続的に進めるため、市民や企業からの寄附金等と市の積立金の受け皿となる、文化芸術事業や文化財産等の取得に関する新たな基金を設置します。

### 3 計画の進行管理

市は、計画の進捗状況等を「さいたま市文化芸術都市創造審議会」に報告し、審議会において、施策や施策の進め方等について、定性的な観点から多角的な検証を行います。

計画全体の 成果指標

#### 〇さいたま市を「文化的なまち・芸術のまち」とイメージする市民の割合

平成 25 年度 15.0%

 $\rightarrow$ 

平成 32 年度 25.0%

(平成25年度さいたま市民意識調査)

#### ■用語の定義

本計画における「文化芸術」「文化芸術都市」「市民等」の用語については、「さいたま市文化芸術都市創造条例」に定義するとおりとします。

- ○文化芸術:次に掲げる芸術等であって、盆栽、 漫画、人形、鉄道といった地域の活性化及び都 市としての魅力の増進に資するものをいう。
  - ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他 の芸術
  - イ 芸能(伝統的又は民俗的な芸能に加え、 落語、歌唱等の芸能をいう。)
  - ウ 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化
  - エ 囲碁、将棋その他の国民的娯楽
- ○文化芸術都市:市民等が自主的に文化芸術に関する活動を行い、又は 文化芸術を享受することにより市民等の文化芸術以外の分野におけ る活動が促進され、かつ、文化芸術の振興を契機として地域が活性化 し、市民等が充実した生活を送ることのできる活力のある都市をい う。
- **〇市民等**:市内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する者、市内において 事業活動を行う者及び市内において文化芸術活動を行う者をいう。

#### さいたま市文化芸術都市創造計画【概要版】

発 行 平成 26 年 3 月

編 集 さいたま市 市民・スポーツ文化局 スポーツ文化部 文化振興課 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

T E L 048-829-1226

F A X 048-829-1922

E-mail bunka-shinko@city.saitama.lg.jp

